ケアハウス黒野あそか苑 基本利用料一覧

アプログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ				
	基本利用料(月額)			
対象収入階層区分	サービスの 提供に要する	生活費		居住に要する費用
	費用	生 活 費	冬期加算額	一括支払い方式/分割支払い 方 式 / 併 用 支 払 い 方 式
1	10,000 円			
2	13,000円			
3	16,000 円			 (一括支払い方式)
4	19,000 円			へ
5	22,000 円			70,000
6	25,000 円			(分割支払い方式)
7	30,000 円	46,943 円	2,712円	月額 7,250 円(240 月払い)
8	35,000 円			(1) = +1,
9	40,000 円			(併用支払い方式)
1 0	45,000 円	40,943	2,/12 🗇	入居時納付額 300,000円 月額 6,000円(240月払い)
1 1	50,000 円) in the control of t
1 2	57,000 円			※入居時納付金は、入居期間が
1 3	64,000 円			20 年に満たない場合、入居経
1 4	71,000 円			過期間を差し引いた期間に応
1 5	78,000 円			し、均等払いで退居時に還付す
1 6	85,000 円			る。
1 7	92,000円			
1 8	93,600 円			

- 1 冬期加算額は、その年の11月より3月までのみ徴収する。
- 2 別表の前年の対象収入とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することができないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。また、夫婦で入居する場合については夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用については、別表の額から30%減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用(月額)とする。この場合100円未満は切り捨てとする。
- 3 入居期間が1ヶ月に満たない端数が生じたときの生活費の額は日割り計算により算出した額とする。